入 札 説 明 書

調達内容等件名 広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

公 告 日 令和4年12月15日 (広島市報調達号外676号)

上記に係る入札等については、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」(平成7年政令第372号)その他の関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

広島市水道局財務課契約係

項目及び構成

- 1 契約者
- 2 契約担当部局
- 3 調達内容
- 4 競争入札参加資格
- 5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出
- 6 一般競争入札参加資格確認通知
- 7 競争入札参加資格の喪失
- 8 契約条項を示す場所等
- 9 入札の方法
- 10 開札
- 11 その他

契約書 (案) 及び仕様書

- 別紙1 令和3年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙2 令和4年度最大使用電力日における負荷曲線
- 別紙3 使用予定電力量及び実績
- 別紙4 日別・時間別使用電力量の実績
- 別添 一般競争入札参加資格確認申請書

入札参加資格の確認に係る納税証明書について

入札書 (指定様式)

入札附属書

委任狀

仕様書等に関する質問書(指定様式)

入札書等の提出について

1 契約者

広島市

2 契約担当部局

7730-0011

広島市中区基町9番32号

広島市水道局財務課契約係

電話 082-511-6826 (直通)

3 調達内容

(1) 調達等件名及び数量

広島市水道局高陽浄水場で使用する電気

予定使用電力量 2, 294, 180kWh (1年間)

(2) 履行の内容等

別紙「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)

(4) 履行期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで(1年間)

(5) 履行場所

広島市水道局高陽浄水場

広島市安佐北区落合南六丁目1番1号

4 競争入札参加資格

次に掲げる入札参加資格を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程第4条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市競争入札参加資格の「令和5・6・7年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の契約の種類「物

品の売買、修繕及び製造の請負」の登録種目「16-01 電力供給」に登録している者であること。

当該広島市競争入札参加資格を有していない者で、本件入札に参加を希望するものは、本市所定の申請書に必要事項を記載の上、添付書類を添えて、次のとおり提出すること。

ア申請期間

入札公告の日から令和5年1月12日 (木) までの広島市の休日を定める条例 (平成3年条例第49号) 第1条第1項の各号に掲げる市の休日 (以下「市の休日」という。) を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで。

イ 申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先

次の場所において交付し、又は広島市のホームページ

(https://www.city.hiroshima.lg.jp/) のトップページの「事業者向け情報」 \rightarrow 「入札・契約情報」 \rightarrow 「資格審査申請や変更届など」 \rightarrow 「物品・役務等競争入札参加資格申請について (WTO案件)」に掲載する。

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局契約部物品契約課

電話 082-504-2083 (直通)

ウ申請方法

申請書等は、前記イ(申請書等の交付方法、提出場所又は問合せ先)の場所に持参するものとし、郵送又はファクシミリによる申請は受け付けない。

エ 申請者の義務

申請者は、本局から申請書等に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (3) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。

5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、次により一般競争入札参加資格確認申請書等を提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、本局から一般競争入札参加資格確認申請書等に関し説明を求められた場合、これに応じなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の交付方法

一般競争入札参加資格確認申請書は、広島市水道局のホームページ

(https://www.water.city.hiroshima.lg.jp/) の「入札・契約情報」 \rightarrow 「入札発注情報」 \rightarrow 「調達情報公開システムに公開されない入札・見積情報」 \rightarrow 「令和5年度案件」(以下、同じ。)からダウンロードできる。

ただし、これにより難い場合(ダウンロードできない場合の書類を含む。)は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月19日(木)までの市の休日を除く午前8時30分から 午後5時まで。

イ 交付場所

前記2 (契約担当部局) に同じ。

(2) 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出方法

ア 提出期間

前記(1)アに同じ。

イ 提出場所

前記2 (契約担当部局) に同じ。

ウ 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便に限る。)又は持参。なお、郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、提出期限日の午後5時までに必着させること。

6 一般競争入札参加資格確認通知

一般競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札の参加資格を有すると認めた者には、 一般競争入札参加資格確認通知書により通知する。

7 競争入札参加資格の喪失

競争入札参加資格を有する者であると認められた者が、前記4の各号いずれかの条件を欠いた ときは、競争入札参加資格を喪失する。

8 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所

広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、次により交付する。

ア 交付期間

入札公告の日から令和5年1月30日(月)までの市の休日を除く毎日の午前8時30分から午後5時まで

イ 交付場所

前記2 (契約担当部局) に同じ

(2) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法 広島市水道局のホームページからダウンロードできる。ただし、これにより難い場合は、前 記(1)ア及びイにより交付する。

(3) 仕様書等に関する質問

ア 仕様書等に関する質問がある場合は、次により、仕様書等に関する質問書を提出すること。 なお、仕様書等に関する質問書は、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。 ただし、これにより難い場合は、前記(1)ア及びイにより交付する。

(ア) 提出期間

入札公告の日から令和5年1月12日(木)までの市の休日を除く毎日の午前8時30 分から午後5時まで。

(4) 提出場所及び問合せ先

 $\mp 730 - 0011$

広島市中区基町9番32号

広島市水道局技術部調整課

電話 082-511-6861 (直通)

(ウ) 提出方法

郵送(配達証明付書留郵便)又は持参とする。

イ 前記アの質問に対する回答は、質問を受けた日の翌開庁日以後において、広島市水道局のホームページからダウンロードできる。なお、上記ア(ア)の期間の経過後に質問書を提出した場合は、入札書等の提出期限までに当該質問に対する回答ができないおそれがある。

9 入札の方法

(1) 入札書の提出場所

前記2 (契約担当部局) に同じ。

(2) 入札書及び入札附属書の提出期限

令和5年1月30日(月)の午後5時までに提出すること。

郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、令和5年1月30日(月)の午後5時までに必着させること。

- (3) 入札書及び入札附属書の作成方法等
 - ア 入札書及び入札附属書は日本語で記載すること。また、入札金額及び入札附属書に記載する金額は日本国通貨とする。
 - イ 入札書は、本局所定の用紙によること。
 - ウ 入札書(指定様式)の記載項目
 - (ア) 入札書第何回
 - (イ) 年月日「令和5年1月○○日」(提出日を記入すること。)
 - (ウ) 競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名及び押印(代理人が入札する場合は代理人の氏名及び押印)
 - (エ) 入札金額(参考 1年間の予定総額)及び入札金額を1年間の予定使用電力量で割った額
 - (オ) 基本料金単価 (契約電力に対する契約希望単価)
 - (カ) 電力量料金単価(予定使用電力量に対する契約希望単価)
 - (キ) 割引料金(月額)
 - (ク) 「消費税法第9条第1項の適用について」は、該当の数字を○印で囲むこと。
 - (注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。
 - 1 「競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名」及び「印」は、広島市競争 入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号(名 称)及び代表者の職氏名とし、印章は同申請書において提出した使用印鑑届により届 け出たものとする。
 - 2 外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。
 - 3 入札金額の訂正は認めない。
 - 4 本入札書に記載する入札金額(参考 1年間の予定総額)は、消費税及び地方消費税 に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札附属書により見積もっ た1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を記載すること。
 - 5 令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」 に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業(以下「電気価格激変緩和対策事 業」という。)による電力量料金の値引きは、入札金額及び電力量料金単価に反映させ

ないこと (ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額 に適切に反映させること。)。

エ 入札附属書の記載項目

仕様書に示した契約電力及び予定使用電力量に対して、契約電力及び予定使用電力量の契約希望単価並びに割引がある場合はその割引料金を控除して計算した結果を記載すること。ただし、別紙「入札附属書(入札書積算内訳)」の様式に積算の内訳を記載できない場合は、別紙「入札附属書(入札書積算内訳)」を見本に、入札金額(参考 1年間の予定総額)の積算の内訳を任意様式(用紙はA4サイズ(定型)とし、2ページ以上に及ぶ場合には袋とじをすること。)に記載して提出すること。

なお、入札附属書の積算に誤りがある場合、また、入札附属書が入札書記載金額と対応していない(金額が一致していない)場合は、入札書を無効とする。

- (ア) 標題「入札附属書(入札書積算内訳 第何回)」
- (4) 年月日「令和5年1月〇〇日」(提出日を記入すること。)
- (ウ) 競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名(代理人が入札する場合は代理人の氏名)
- (エ) 仕様書に定めた標準力率での契約電力に対する各月の基本料金の契約希望単価(標準力率の変動に対する積算を伴う場合はその積算方法。複数設定可能。)
- (オ) 予定使用電力量に対する電力量料金の各月の契約希望単価(複数設定可能。)、金額及び 積算方法
- (カ) 割引がある場合、その割引料金及び積算方法
- (キ) 各月の基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を差し引いた合計金額
- (ク) 1年間の予定使用電力量、予定総額
- (ケ) 1年間(履行期間)における基本料金と電力量料金の合計から、割引料金を控除した合計金額(予定総額(上段))及び当該合計金額の110分の100に相当する金額(予定総額(下段)(入札書記載の入札金額))
 - (注) 記載するに当たって、次の点に注意すること。
 - 1 「競争入札参加者の住所、商号(名称)、代表者職氏名」は、広島市競争入札参加資格申請書において委任状を提出している場合は、受任者の住所、商号(名称)及び代表者の職氏名とする。

- 2 基本料金及び電力量料金の単価には、1円未満の端数を含むことができる。ただし、 各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除した合計金額に1円未満の端 数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入すること。
- 3 電気価格激変緩和対策事業による電力量料金の値引きは、積算内訳に反映させない こと(ただし、契約締結後の電気料金の請求に当たっては、当該値引きを請求額に適 切に反映させること。)。
- 4 別紙入札附属書に示した予定使用電力量は、使用月の日量を集計したものである。

(4) 入札書及び入札附属書の提出方法等

ア 入札書及び入札附属書を直接提出する場合は、入札書及び入札附属書を同一の封筒に入れ、 糊付け箇所に「〆」などを記入して封字し、かつ、封皮に商号(名称)及び「令和5年1月 31日開札(広島市水道局高陽浄水場で使用する電気)の第1回入札書在中」の旨を記載し、 前記2(契約担当部局)に入札書の提出期限(前記(2))までに提出しなければならない。

なお、開札日には、第1回目の入札で落札者がいない場合は続けて入札を行うため、第2回目、第3回目の入札書及び入札附属書を準備しておくことをすすめる。また、開札に立ち会わない場合は、入札回数に相応する入札書及び入札附属書を同封して提出すること。(別添「入札書等の提出について」参照)

イ 入札書及び入札附属書を郵便(配達証明付書留郵便に限る。)により提出する場合は、入札 回数は3回を限度とするので、入札回数に相応する3通の入札書及び入札附属書を作成し、 入札書をそれぞれ封筒に入れて、糊付け箇所に「〆」などを記入して封字し、その封皮には 入札者の商号(名称)を記載し、「令和5年1月31日開札(広島市水道局高陽浄水場で使用 する電気)の入札書第何回目在中」と朱書すること。これらを封筒に入れて二重封筒とし、 表面に「令和5年1月31日開札(広島市水道局高陽浄水場で使用する電気)の入札書在中」 と朱書し、親展により前記2(契約担当部局)あて入札書の提出期限(前記(2))までに必着 させなければならない。(別添「入札書等の提出について」参照)

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ウ 入札書等の提出後は、入札 (開札) 日時前であっても、提出された入札書等の引換え、差換え又は撤回等は認めない。
- (5) 無効の入札書

次に掲げる入札は、無効とする。

- ア 本件公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び開札日時以後、 落札者の決定までの間に前記4(2)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置 を受け、又はその他の一般競争入札参加資格を満たさなくなった者がした入札
- イ 一般競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 入札金額を訂正したもの
- エ 再度入札等を実施する場合において、直前の入札(無効となった入札を除く。)の最低価格 以上の価格でした入札
- オ その他広島市水道局契約規程第10条各号のいずれかに該当する入札(ただし、外国事業 者が同条第1号の押印に代えて署名したものは除く。)
- カ 物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年広島市水道局規程第11号) 第7条第5項の規定に基づき入札書を受領した場合で、同項の規定に係る資格審査が開札日 時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときにおける入札
- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、別添の様式による委任状を開札時までに提出すること (外国 事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。)。
 - イ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねること はできない。
- (7) 入札回数3回を限度とする。
- (8) 入札の中止等

本件入札に関して、天災地変があった場合、事故の発生等により郵便による入札の執行が困難な場合又は入札参加者の談合や不穏な行動の情報があった場合など、入札を公正に執行することができないと判断されるときは、入札の執行を延期又は中止することがある。

また、開札後においても発注者の入札手続の誤りなどにより入札の公正性が損なわれると認められたときは入札を中止することがある。

- (9) 入札方法
 - ア 入札書の入札金額は、入札附属書により見積もった1年間の予定総額の110分の100 に相当する金額を記載すること。
 - イ 入札書には、入札附属書に記載した契約希望金額の単価を記入すること。
 - ウ 落札の決定に当たっては、総価により行う。
- (10) 契約方法

契約は、入札書に記載された基本料金単価及び電力量料金単価(当該金額に1円未満の端数を含むことができる。)で行う。

(11) 燃料調整費等

入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額(以下「燃料費等調整額」という。)並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金並びに電気価格激変緩和対策事業による値引きについては、入札金額に含まないものとして入札すること。

なお、燃料費等調整額については、契約書(案)のとおり、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費等調整制度に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、電気価格激変緩和対策事業における対象事業者にあっては、電気料金の請求時において、当該事業において定められた値引きを適切に請求額に反映させるものとする。

10 開札

(1) 開札の日時及び場所

令和5年1月31日(火)午前10時45分 広島市水道局基町庁舎10階 入札室

(2) 開札

ア 入札参加者のうち開札の立会いを希望する者は、立ち会うことができる。(立ち会うことができる者は、1名とする。)

入札参加者が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

- イ 入札参加者は、開札時刻後においては、開札場所に入場することはできない。
- ウ 入札参加者は、開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員の求めに応じ「競争参 加資格を証明する書類(資格審査結果通知書の写し)」及び身分証明書又は入札権限に関する 委任状を提示しなければならない。
- エ 入札参加者は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合 のほか、開札場所から退場することができない。
- オ 開札をした場合において、各人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない ときには、直ちに再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

ア 本件公告に示した調達サービスを履行できると本局が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札日の翌日(市の休日でない日)にくじ引により落札者(落札者となるべき者)を決定するものとする。ただし、同価の入札をした者の全てが立会している場合には、開札後直ちに、くじ引により落札者を決定する。

なお、くじ引をしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引を行う。

ウ 他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合には、 当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することがで きることを確保するため、当該入札者に照会することができる。

11 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。(広島市水道局契約規程第12条第3号、第34条第7号)
- (3) 契約手続における交渉の有無無
- (4) 契約書の作成等
 - ア 落札者は、落札決定した日から5日以内の日(最終日が、市の休日に当たるときは、最終日後において、最終日に最も近い市の休日でない日)に契約書を取り交わすものとする。
 - イ 落札者が前記アの日に契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すととも に、広島市競争入札参加資格を取り消す。また、落札決定を取り消された者は、契約予定金 額に基づく総支払予定額に対する入札保証金相当額の損害賠償金(契約予定金額の100分 の5)を支払うものとする。
 - ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。
 - エ 契約書の作成に要する費用は全て落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は本局が交付する。
 - オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ確定しないものとする。 ただし、外国事業者にあっては、押印を署名に代えることができる。
- (5) 契約条項

別紙契約書(案)のとおり。

- (6) 本件公告に示した契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。
 - また、本局は当該契約の変更又は解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。
- (7) 本調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」(以下「協定」という。)及び2012年3月30日ジュネーブで作成された「政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定」(以下「改正協定」という。)の適用を受ける調達であるため、協定第20条及び改正協定第18条に定める苦情処理手続により、調達者が契約を締結すべきでない旨又は契約の執行を停止すべき旨の判断をしたときは、契約締結の留保及び契約解除を行うことができる。

契約書(案)

広島市(以下、「発注者」という。)と、○○○○株式会社(○○○○部)(以下、「受注者」という。)とは、広島市水道局高陽浄水場で使用する電気の需給に関し次のとおり契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 受注者は、別紙仕様書に基づき発注者の広島市水道局高陽浄水場で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は受注者にその対価(以下、「電気料金」という。)を支払うものとする。

(契約金額)

第2条 契約金額は、次のとおりとする。

基本料金単価	○, ○○○. ○○円/kW (消費税及び地方消費税を含む。)
電力量料金 単 価	○○. ○○円/kWh(消費税及び地方消費税を含む。)

2 受注者の発電費用等の変動により契約金額の改定を必要とするときは、発注者と受注者とが協議して、これを改定できる。

(契約期間)

第3条 契約期間は、令和5年1月○○日から令和6年3月31日までとする。(地方自治法第234 条の3に基づく長期継続契約)

(履行期間)

第4条 履行期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 発注者は、本契約に係る受注者が納付すべき契約保証金を全額免除する。

(権利義務の譲渡等)

第6条 受注者は、本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の承認を受けた場合は、この限りではない。

(使用電力量の増減)

- 第7条 発注者の使用電力量は、発注者の都合により予定使用電力量から変動することができる。 (契約電力の増減)
- 第8条 各月の契約電力は、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大き い値とする。ただし、最大需要電力が500kW以上となる場合は、発注者と受注者とが協議して、契 約電力を決定するものとする。
- 2 前項の規定により契約電力が500kW を超え発注者と受注者とが協議の上契約電力を決定した後に、発注者が契約電力を超えて電気を使用した場合は、超過金の支払について発注者と受注者とが協議を行い、超過金の支払が適当であると認められた時は、発注者は当該協議において決定された金額を超過金として受注者の指定する期限内に支払うものとする。

(使用電力量の計量及び検査)

第9条 毎月の電力量の計量日は、発注者と受注者とが協議の上各月ごとに定めるものとし、受注者は 計量日に記録された電力量計の読みにより使用電力量を計量し、発注者の指定する職員等の検査を受 けなければならない。

(電気料金の算定)

- 第10条 電気料金は、基本料金と電力量料金の合計額から割引料金を引いた額とする。(当該金額に 1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)
- 2 基本料金は、契約電力に第2条第1項の基本料金単価を乗じて得た額とする。ただし、受注者は、

仕様書に定めのある標準力率の変動に従い基本料金の請求額を変動させることができるものとする。

- 3 電力量料金は、前条により読み取った1月の使用電力量に第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額とする。ただし、本市を管轄する旧一般電気事業者の定める燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとし、燃料費等調整を行う場合は、算定方法等について、あらかじめ発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。また、令和4年10月28日閣議決定「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に基づき行われる電気・ガス価格激変緩和対策事業における対象事業者である受注者にあっては、当該事業において定められた値引きを適切に電力量料金に反映させるものとする。
- 4 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年8月30日法律第108号)により経済産業大臣が定めた再生可能エネルギー発電促進賦課金単価によって、算定するものとする。

(電気料金の支払及び遅延利息)

- 第11条 受注者は、第9条に定めた検査終了後、前条により算定した額を1か月毎に請求するものとする。(当該金額に1円未満の端数があるときには、その端数を切り捨てた金額)
- 2 発注者は、受注者から適法な支払請求書を受理した後、受注者が指定した期日までに当該請求額を支払うこととする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、受注者が指定した期日までに電気料金を支払わない場合においては、受注者は、当該未払い金額に対し、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示」で定められた割合で計算した額の遅延利息を発注者に請求できるものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(談合行為等の措置)

- 第12条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 公正取引委員会が、この契約に係る入札(見積合わせを含む。以下同じ。)に関して、受注者が 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第2条第6項の不当 な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第7条又は第7 条の2の規定による命令を行い、当該命令が確定したとき。
 - (2) この契約に係る入札に関して、受注者(受注者の役員、代理人又は使用人その他の従業員。次号において同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき。
 - (3) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前2号に規定する行為をしたことが明白となったとき。
 - (4) この契約に係る入札に関して、受注者が、刑法第198条に規定する行為をし、これに対する刑が確定したとき、又は当該行為をしたことが明白となったとき。
- 2 受注者は、前項各号のいずれかに該当するときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総 支払予定額の20パーセント(ただし、前項第4号に該当するときは、10パーセント。)に相当す る額を、損害金として発注者に支払わなければならない。この契約の解除又は終了の後においても、 同様とする。
- 3 前2項の規定において、発注者に生じた実際の損害額が前項に規定する損害金の額を超えるときは、 発注者は受注者に対しその超える額についても損害賠償請求することができる。
- 第13条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めたときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が天災その他不可抗力により電力の供給をする見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者が正当な事由により解約を申し出たとき。
- (3) 本契約の履行に関し、受注者又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 警察等捜査機関からの通報等により、法人若しくは事業を営む個人又はそれらの役員等(広島市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱(以下「暴力団等排除措置要綱」という。)第2条第8項に規定する役員等をいう。以下同じ。)が、次のいずれかに該当する者であることが判明したとき。
 - ア 暴力団等排除措置要綱第2条第1項に規定する暴力団
 - イ 暴力団等排除措置要綱第2条第2項に規定する暴力団員等
 - ウ 暴力団等排除措置要綱第2条第3項に規定する暴力団経営支配法人等
 - エ 暴力団等排除措置要綱第2条第4項に規定する被公表者経営支配法人等
 - オ 暴力団等排除措置要綱第2条第5項に規定する暴力団関係者
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 受注者は、前項第3号から第5号のいずれかの規定による契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
- 3 受注者は、第1項第3号から第5号の規定により契約を解除されたときは、第10条第1項に基づき算定した電気料金の総支払予定額の10パーセントに相当する額を、違約金として発注者に支払わなければならない。

(契約解除後の処理)

- 第14条 契約が解除された場合には、第1条の義務は消滅する。
- 2 発注者は、契約が解除された場合において、既に契約を解除した日が属する月の電力の供給を受けているときは、次の各号により算定した額の合計額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を受注者に支払うものとする。
 - (1) 契約を解除しなかったものとした場合の同月の基本料金を、同月の契約解除した日までの日数を 1 か月30日として按分した額。
 - (2) 同月の計量日から契約を解除した日までに使用した同月の電力量に、第2条第1項の電力量料金単価を乗じて得た額。
- 3 前項の支払は、第11条に従うものとする。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第15条 受注者は、契約の履行に当たり暴力団等(暴力団等排除措置要綱第2条第6項に規定する暴力団等をいう。第4項において同じ。)から不当介入を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、発注者及び所轄の警察署と協力して不当介入の排除対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定による排除対策を講じたにもかかわらず、電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給に関する協議を行わなければならない。
- 4 受注者は、暴力団等から不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者へ報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。
- 5 受注者は、前項の被害により電気の供給に支障が生じるおそれがある場合は、発注者と電気の供給 に関する協議を行うものとする。

(守秘義務)

- 第16条 発注者及び受注者は、本契約の締結により知り得た相手方の情報を、事前に相手方の承諾を 得ることなく、第三者に漏洩してはならないものとする。
- 2 発注者及び受注者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守する

ものとする。

(特約事項)

- 第17条 本契約について、次年度の予算が減額・削除された場合には、本契約の変更・解除を行うことがある。また、発注者は、当該変更・解除が行われた場合の損害賠償の責めを負わないものとする。 (その他)
- 第18条 本契約の条項について疑義があるとき又は本契約条項に定めのない事項は、入札附属書等に示された条件に基づき、発注者と受注者とが協議して決定する。
- 2 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立の管轄は、広島地方裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し発注者及び受注者が記名押印の上、各1通を保有する。

令和5年1月○○日

発注者 広島市中区基町 9 番 3 2 号 広島市 代表者 広島市水道事業管理者 広島市水道局長 村上 裕之 印

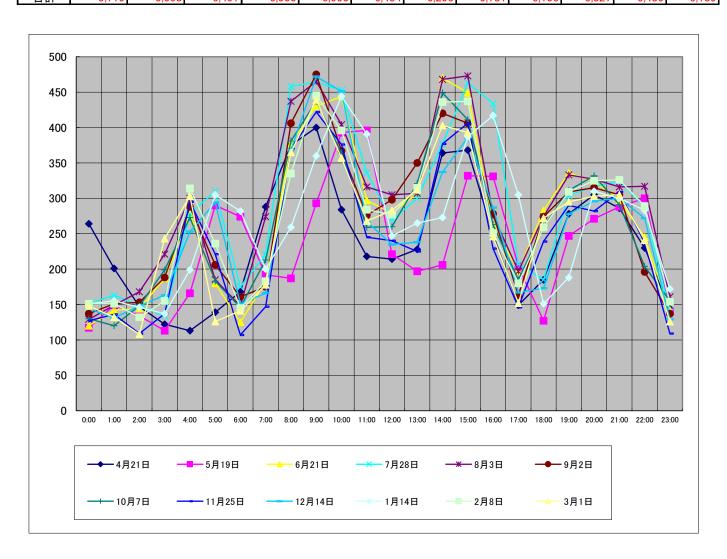
受注者 ○○県○○市○区○○町○番○号 ○○○○株式会社 職名 氏名

仕 様 書

区分	仕 様 内 容
需要場所等	広島市安佐北区落合南六丁目1番1号 広島市水道局高陽浄水場
受 電 設 備	高陽浄水場受変電所
業種及び用途	産業用
供給電気方式	交流3相3線式
標準電圧	6,000V(受電電圧 6,600V)
標準周波数	6 0 H z
受 電 方 式	1回線受電
契 約 電 力	620kW (契約上使用できる最大電力をいい、30分最大需要電力計により計測され る需要電力が原則としてこれを超えないものとする。)
標準力率	9 9 %
予定使用電力量	2,294,180kWh/年
使 用 期 間	令和5年4月1日 0:00 ~ 令和6年3月31日 24:00
検 針 方 法	自動検針記録(検針日は原則毎月1日)
電力量計(自動検針装置)	製造メーカー: 富士電機メーター株式会社型式: FP3E14-R (パルス2000pulse/kWh)(電子式精密電力計通信機能付)
需給地点	場内の受電柱6kV配電線引込口の気中開閉器の電源側端子
保安責任分界点	需給地点に同じ
財産分界点	需給地点に同じ
事故・災害時の電力の確保	電力供給側の事故や災害により、広島市水道局高陽浄水場への電力供給が停止した場合には、迅速に対応し、業務に支障が生じることがないように努めること。
その他	・自動力率調整(中央監視盤による制御)を行っている。 ・入札価格の算定に当たっては、燃料費調整額、離島ユニバーサルサービス 調整額及び市場価格調整額並びに再生可能エネルギー発電促進賦課金は含 まない。 ・小売電気事業者が電気を供給する場合に必要な情報伝達装置に係る経費 は、一般送配電事業者の負担とする。 ・その他必要な事項は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款による。

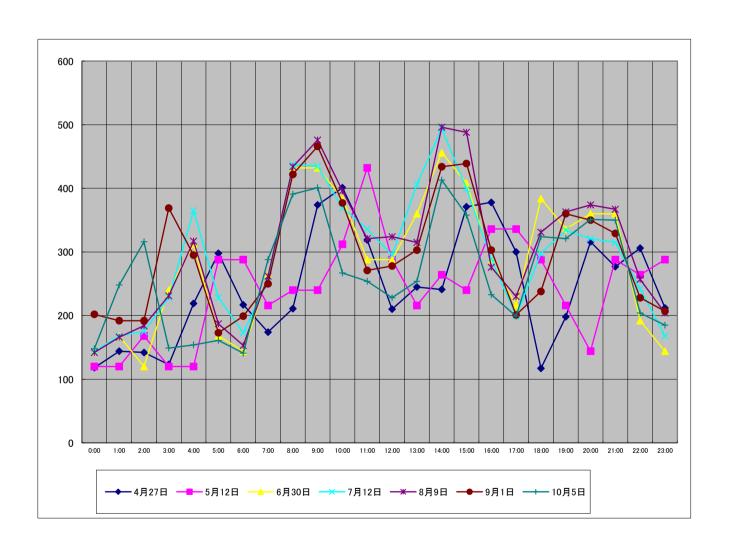
別紙1 令 和 <mark>3</mark> 年 度 最 大 使 用 電 カ 日 に お け る 負 荷 曲 線(単 位: k W h)

区分	4月21日	5月19日	6月21日	7月28日	8月3日	9月2日	10月7日	11月25日	12月14日	1月14日	2月8日	3月1日
0:00	264	117	120	152	129	137	130	127	144	151	151	148
1:00	201	149	142	163	149	151	120	136	131	155	151	132
2:00	147	134	144	149	168	153	148	109	148	146	132	108
3:00	122	113	187	134	221	188	199	137	163	137	155	243
4:00	113	166	278	278	300	288	273	295	253	199	314	303
5:00	139	290	180	310	185	206	183	221	294	305	236	126
6:00	168	274	125	175	148	161	146	107	151	282	145	141
7:00	288	192	182	221	274	175	213	147	166	200	183	178
8:00	375	187	377	458	437	406	381	370	368	259	335	365
9:00	400	293	430	464	465	475	437	422	472	360	445	439
10:00	284	393	444	453	404	367	364	376	451	444	396	357
11:00	218	396	297	336	316	276	259	245	267	391	284	268
12:00	214	221	279	269	305	298	260	240	235	247	277	283
13:00	228	197	307	300	307	350	321	225	238	265	315	312
14:00	364	206	470	377	468	420	449	377	337	273	436	403
15:00	368	332	449	463	473	406	411	406	386	387	437	393
16:00	249	331	262	434	276	278	263	229	287	417	251	246
17:00	149	204	197	207	197	163	185	146	167	305	180	152
18:00	185	127	283	185	274	274	260	239	173	151	259	272
19:00	278	247	336	304	333	309	311	290	278	188	309	295
20:00	305	271	324	317	327	315	332	282	296	310	325	303
21:00	286	288	297	324	316	305	291	309	300	300	326	305
22:00	230	300	245	288	317	196	204	237	272	283	289	241
23:00	144	140	142	139	161	137	155	109	129	172	154	126
合計	5,719	5,568	6,497	6,900	6,950	6,434	6,295	5,781	6,106	6,327	6,485	6,139



令 和 4 年 度 最 大 使 用 電 カ 日 に お け る 負 荷 曲 線 (単 位 : k W h)

区分	4月27日	5月12日	6月30日	7月12日	8月9日	9月1日	10月5日					
0:00	118	120	144	144	142	202	148					
1:00	144	120	168	168	166	192	248					
2:00	142	168	120	175	184	192	316					
3:00	123	120	240	228	231	369	149					
4:00	219	120	312	365	317	295	154					
5:00	298	288	168	228	187	173	161					
6:00	217	288	144	173	153	199	141					
7:00	174	216	264	254	262	250	288					
8:00	211	240	432	437	434	422	391					
9:00	374	240	432	435	476	466	401					
10:00	401	312	384	369	396	377	267					
11:00	319	432	288	336	321	271	254					
12:00	210	288	288	295	324	278	228					
13:00	245	216	360	406	315	303	254					
14:00	241	264	456	494	496	434	413					
15:00	371	240	408	399	488	439	358					
16:00	378	336	288	290	276	303	233					
17:00	300	336	216	199	230	201	199					
18:00	117	288	384	298	331	238	324					
19:00	198	216	336	334	363	360	321					
20:00	316	144	360	321	374	350	351					
21:00	277	288	360	315	367	329	350					
22:00	306	264	192	242	257	228	204					
23:00	212	288	144	168	204	207	185					
合計	5,911	5,832	6,888	7,073	7,294	7,078	6,338	0	0	0	0	0



1 使用予定電力量(月別・時間帯別)

時間帯別は、データがないときは作成不要

A10 = 7 = #	使用量見込											時 間	帯	別	累 計										
令和5年度	(kWh)	0:00	1:00	2:00	3:00	4:00	5:00	6:00	7:00	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00	23:00
4月	186, 182	5, 180	5, 480	6, 210	7, 460	7, 210	6, 030	5, 560	7, 020	10, 820	11, 340	8, 910	6, 580	6, 170	7, 190	10, 170	9, 830	7, 230	5, 960	9, 050	10, 490	10, 200	10, 030	6, 880	5, 182
5月	191, 253	5, 320	5, 630	6, 380	7, 670	7, 410	6, 200	5, 710	7, 210	11, 120	11, 650	9, 150	6, 760	6, 340	7, 380	10, 450	10, 090	7, 430	6, 130	9, 300	10, 780	10, 480	10, 300	7, 070	5, 293
6月	188, 922	5, 260	5, 570	6, 310	7, 570	7, 320	6, 120	5, 640	7, 120	10, 980	11, 500	9, 040	6, 680	6, 260	7, 290	10, 320	9, 970	7, 330	6, 050	9, 180	10, 640	10, 350	10, 180	6, 980	5, 262
7月	197, 243	5, 150	5, 850	7, 300	7, 310	6, 170	4, 970	4, 720	8, 140	11, 670	12, 800	10, 230	8, 060	8, 140	9, 740	12, 390	11, 190	7, 890	5, 850	9, 090	10, 110	10, 000	9, 610	5, 910	4, 953
8月	198, 217	5, 180	5, 880	7, 330	7, 350	6, 200	5, 000	4, 740	8, 180	11, 730	12, 860	10, 280	8, 100	8, 180	9, 790	12, 450	11, 240	7, 930	5, 880	9, 140	10, 160	10, 040	9, 660	5, 940	4, 977
9月	186, 614	4, 870	5, 530	6, 900	6, 920	5, 840	4, 710	4, 460	7, 700	11, 040	12, 110	9, 670	7, 630	7, 710	9, 210	11, 720	10, 590	7, 470	5, 540	8, 600	9, 560	9, 460	9, 090	5, 590	4, 694
10月	190, 936	5, 320	5, 620	6, 370	7, 650	7, 400	6, 190	5, 700	7, 200	11, 100	11, 630	9, 140	6, 750	6, 330	7, 370	10, 430	10, 080	7, 410	6, 110	9, 280	10, 760	10, 460	10, 280	7, 050	5, 306
1 1月	185, 115	5, 150	5, 450	6, 180	7, 420	7, 170	6, 000	5, 530	6, 980	10, 760	11, 270	8, 860	6, 550	6, 140	7, 150	10, 120	9, 770	7, 190	5, 930	9, 000	10, 430	10, 140	9, 970	6, 840	5, 115
1 2 月	197, 311	5, 490	5, 810	6, 590	7, 910	7, 640	6, 390	5, 890	7, 440	11, 470	12, 010	9, 440	6, 980	6, 540	7, 620	10, 780	10, 410	7, 660	6, 320	9, 590	11, 120	10, 810	10, 630	7, 290	5, 481
1月	197, 115	5, 490	5, 810	6, 580	7, 900	7, 640	6, 390	5, 890	7, 430	11, 460	12, 000	9, 430	6, 970	6, 540	7, 610	10, 770	10, 400	7, 650	6, 310	9, 580	11, 110	10, 800	10, 620	7, 280	5, 455
2月	181, 903	5, 060	5, 360	6, 070	7, 290	7, 050	5, 890	5, 430	6, 850	10, 570	11, 080	8, 710	6, 430	6, 030	7, 020	9, 940	9, 600	7, 060	5, 830	8, 840	10, 250	9, 970	9, 800	6, 720	5, 053
3月	193, 369	5, 380	5, 700	6, 450	7, 750	7, 490	6, 270	5, 770	7, 290	11, 240	11, 770	9, 260	6, 840	6, 410	7, 470	10, 570	10, 200	7, 510	6, 190	9, 400	10, 890	10, 600	10, 420	7, 140	5, 359
合計	2, 294, 180	62, 850	67, 690	78, 670	90, 200	84, 540	70, 160	65, 040	88, 560	133, 960	142, 020	112, 120	84, 330	80, 790	94, 840	130, 110	123, 370	89, 760	72, 100	110, 050	126, 300	123, 310	120, 590	80, 690	62, 130

2 使用電力量及び最大需要量の実績

令和3年度

1188	使用量	最大需要
利用月	(kWh)	(kW)
4 月分	156, 206	446
5月分	158, 266	415
6月分	171, 468	480
7月分	185, 479	530
8月分	191, 935	497
9月分	173, 146	478
1 0 月分	171, 665	478
1 1月分	153, 362	437
1 2 月分	168, 619	473
1 月分	177, 053	470
2月分	162, 485	502
3月分	171, 629	446
合計	2, 041, 313	

令和4年度

使用量	最大需要
(kWh)	(kW)
162, 312	430
165, 168	432
171, 048	499
194, 851	506
202, 471	514
181, 342	499
165, 958	422
-	_
-	_
-	_
1	_
_	_
1, 243, 150	

早11 幺年 4

8.93

6,132

4,604

20:00~21:00

21:00~22:00

22:00~23:00

23:00~24:00

合 計

													日 別	・時間	別使	用電力	力量の	実 績												,	別紙4	
令和4年8月																															(単位 :	kWh)
8月分	1日(月)	2日(火)	3日(水) 4	日(木)	5日(金)	6日(土)	7日(日)	8日(月)	9日(火)	10日(水)	11日(木)	12日(金)	13日(土)	14日(日)	15日(月)	16日(火)	17日(水)	18日(木)	19日(金)	20日(土)	21日(日)	22日(月)	23日(火)	24日(水)	25日(木)	26日(金)	27日(土)	28日(日)	29日(月)	30日(火)	31日(水)	総合計
00:00~01:00	175	149	172	163	168	177	163	168	142	211	154	154	141	228	177	178	182	156	154	146	163	147	187	156	324	151	158	151	166	168	158	5,287
01:00~02:00	173	180	156	171	139	168	247	184	166	192	283	172	207	334	214	256	269	209	170	164	151	170	156	197	276	165	139	257	139	164	137	6,005
02:00~03:00	307	211	166	172	176	151	315	144	184	202	307	255	314	189	319	308	269	317	166	273	278	171	158	319	156	156	315	310	312	297	273	7,490
03:00~04:00	243	315	245	154	170	293	173	255	231	365	156	319	204	139	192	170	177	204	314	286	300	266	324	221	185	320	278	158	259	271	320	7,507
04:00~05:00	146	225	314	283	223	303	144	341	317	288	159	158	178	178	168	166	154	148	228	149	149	286	279	178	146	259	156	168	140	168	139	6,338
05:00~06:00	130	154	190	336	317	136	156	146	187	177	165	171	168	163	158	151	127	154	123	165	147	160	141	158	142	149	156	154	141	135	149	5,106
06:00~07:00	170	137	168	144	223	154	163	158	153	199	164	168	136	127	137	153	170	163	146	142	153	144	183	144	173	136	156	132	147	141	160	4,844
07:00~08:00	322	326	269	221	173	158	257	310	262	298	295	290	226	269	307	308	296	286	300	194	154	240	278	324	355	293	216	216	302	322	286	8,353
08:00~09:00	400	418	415	418	307	308	316	413	434	432	369	423	322	329	444	427	391	420	394	339	295	444	408	415	398	420	317	321	413	410	422	11,982
09:00~10:00	471	477	465	456	490	321	344	485	476	482	380	492	333	314	459	470	461	463	444	328	322	478	480	327	483	459	345	293	441	449	452	13,140
10:00~11:00	369	391	435	429	444	269	240	393	396	370	242	379	264	243	413	346	290	338	379	231	302	391	396	305	369	345	248	271	308	396	304	10,496
11:00~12:00	284	351	309	324	329	166	175	315	321	317	194	305	173	185	338	312	262	281	290	180	154	322	288	348	279	293	146	168	276	310	281	8,276
12:00~13:00	319	319	322	298	292	163	187	302	324	307	221	321	175	165	317	293	288	286	274	170	160	319	327	427	324	283	180	140	285	269	303	8,360
13:00~14:00	405	413	334	307	276	235	271	420	315	420	269	341	214	185	360	369	393	331	439	185	166	298	405	396	391	363	178	151	432	381	355	9,998
14:00~15:00	437	487	444	463	276	329	339	466	496	466	355	468	326	341	501	461	437	442	451	341	295	465	456	264	444	465	307	331	439	473	453	12,718
15:00~16:00	384	406	477	473	471	261	232	364	488	360	322	473	312	288	444	379	331	441	279	278	329	485	379	331	379	389	350	319	300	358	404	11,486
16:00~17:00	300	302	329	379	427	176	180	305	276	290	223	302	166	153	262	259	281	262	297	147	190	281	298	286	298	278	180	151	262	283	280	8,103
17:00~18:00	173	221	185	228	214	163	168	204	230	202	158	161	158	173	221	200	214	180	190	189	172	206	185	338	177	180	137	173	194	216	197	6,007
18:00~19:00	336	319	276	231	192	276	336	298	331	319	329	295	267	315	321	319	321	252	307	291	267	298	341	350	339	281	254	286	334	302	348	9,331
19:00~20:00	353	346	350	360	283	333	348	345	363	348	346	341	336	319	310	312	367	345	336	297	336	309	343	310	338	324	341	307	336	336	355	10,373
20:00~21:00	309	348	339	372	305	327	329	339	374	329	319	310	307	321	331	336	341	308	339	339	326	348	324	341	329	343	295	319	302	353	358	10,260
21:00~22:00	315	336	328	336	345	271	336	302	367	288	324	321	254	327	331	295	334	326	302	316	319	360	326	211	324	315	312	315	332	319	377	9,864
22:00~23:00	221	225	296	247	259	158	238	247	257	177	204	197	187	168	156	142	168	214	182	147	204	212	180	139	209	146	185	146	180	163	213	6,067
23:00~24:00	153	183	170	182	140	166	149	180	204	175	168	154	154	161	154	156	163	148	178	161	168	163	163	161	156	171	144	158	136	176	185	5,080
合 計	6,895	7,239	7,154	7,147	6,639	5,462	5,806	7,084	7,294	7,214	6,106	6,970	5,522	5,614	7,034	6,766	6,686	6,674	6,682	5,458	5,500	6,963	7,005	6,646	6,994	6,684	5,493	5,395	6,576	6,860	6,909	202,471
令和4年10月																																
10月分	1日(土)	2日(日)	3日(月) 4	日(火)	5日(水)	6日(木)	7日(金)	8日(土)	9日(日)	10日(月)	11日(火)	12日(水)	13日(木)	14日(金)	15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)	22日(土)	23日(日)	24日(月)	25日(火)	26日(水)	27日(木)	28日(金)	29日(土)	30日(日)	31日(月)	総合計
00:00~01:00	252	271	144	152	148	182	146	151	127	127	130	130	127	140	124	149	144	136	135	153	149	120	125	156	132	151	163	127	192	129	108	4,620
01:00~02:00	120	319	132	249	248	166	164	123	142	230	139	115	149	122	128	139	144	154	127	152	127	151	127	125	129	149	151	125	135	279	129	4,889
02:00~03:00	161	125	235	291	316	204	158	149	290	286	125	154	125	142	172	139	122	173	137	235	125	128	235	206	151	156	161	132	134	233	139	5,539
03:00~04:00	146	139	312	148	149	353	182	309	226	137	172	211	256	278	288	291	161	290	192	309	153	201	281	308	305	147	156	135	127	141	149	6,652
04:00~05:00	120	168	149	154	154	221	310	197	141	127	308	283	279	252	214	233	262	245	285	164	243	310	137	129	197	271	166	141	137	137	295	6,429
05:00~06:00	161	123	146	146	161	156	247	115	142	132	180	175	127	134	146	144	283	158	180	148	288	146	151	139	110	329	324	187	139	134	226	5,377
06:00~07:00	240	134	163	152	141	196	144	149	134	146	122	151	125	152	147	146	158	120	135	156	149	127	113	135	140	180	312	279	247	137	125	4,955
07:00~08:00	274	283	252	326	288	248	171	182	156	190	190	180	211	189	168	144	156	197	153	238	129	142	156	185	180	172	156	312	293	199	134	6,254
08:00~09:00	314	293	382	396	391	364	367	267	288	295	364	348	343	319	300	305	245	315	344	322	283	242	298	316	307	243	194	297	288	296	319	9,645
09:00~10:00	264	288	417	413	401	406	379	300	288	298	365	382	324	341	290	285	355	338	364	374	356	300	276	353	372	341	293	180	135	283	344	10,105
10:00~11:00	122	173	267	264	267	290	310	259	156	170	327	262	291	279	238	262	334	293	240	247	285	293	259	243	252	374	336	176	144	216	314	7,943
11:00~12:00	147	156	259	257	254	221	240	125	130	142	201	153	201	180	134	154	214	182	202	168	183	118	149	216	209	187	293	314	127	139	214	5,869
12:00~13:00	228	125	247	252	228	223	218	137	134	134	187	175	159	187	144	124	206	159	163	187	168	129	120	201	206	163	127	211	242	127	192	5,503
13:00~14:00	293	283	341	372	254	252	199	148	243	185	224	190	194	194	161	142	192	218	223	161	168	144	141	319	226	221	94	7	312	111	196	6,408
14:00~15:00	220	319	408	412	413	377	375	272	290	290	297	336	329	281	281	276	336	360	353	298	264	176	286	375	348	233	91	0	159	302	312	9,069
15:00~16:00	171	170	295	296	358	379	379	288	170	255	348	367	338	353	302	283	358	314	264	353	328	290	285	247	364	338	122	0	112	271	360	8,758
16:00~17:00	153	149	247	249	233	284	245	172	130	125	262	175	216	242	149	183	220	176	180	168	264	245	168	194	190	332	317	224	159	149	243	6,443
17:00~18:00	176	178	161	190	199	172	170	130	132	134	182	132	175	159	132	148	192	141	178	144	154	134	135	200	161	139	314	328	221	146	158	5,315
18:00~19:00	348	324	329	333	324	231	194	218	298	286	228	284	252	204	247	226	293	238	295	252	163	187	240	297	242	182	320	315	283	236	197	8,066
19:00~20:00	307	302	319	322	321	336	276	312	288	290	283	309	288	295	310	322	312	314	307	302	303	291	302	293	312	343	206	307	309	288	281	9,350
T																		_													$\overline{}$	